

【公開版】

資料 1 - 7 - 2	令和 2 年 5 月 12 日
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重
大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を实
施するために必要な技術的能力
(2.1.10 通信連絡に関する手順等)

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等

2.1.10 通信連絡に関する手順等

< 目 次 >

1 章 基準適合性

2.1.10.1 概要

2.1.10.2 対応手段と設備の選定

2.1.10.3 重大事故等時の手順

2.1.10.3.1 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と
通信連絡を行うための手順等

2.1.10.3.2 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と
通信連絡を行うための手順等

2.1.10.3.3 電源を代替電源から給電する手順等

2 章 補足説明資料

【要求事項】

2.1.10 通信連絡に関する手順等

MOX燃料加工事業者において、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

- a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。
- b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対応として所内通信連絡設備が損傷した場合の対応、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応、所外通信連絡設備を用いる場合の対応、所外通信連絡設備が損傷した場合の対応及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応を整備する。

代替通信連絡設備について、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とする手順を整備する。

また、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

2.1.10.1 概要

i. 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等の発生時において、通信連絡設備が使用できる場合は、通信連絡設備を用いて対応を行う。

重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備であるページング装置、所内携帯電話等が使用できない場合、その機能を代替えるための対応手段として、代替通信連絡設備を選定する。

所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第2.1.10-1図、所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第2.1.10-2図に示す。

重大事故等対処設備として選定した通信連絡設備及び代替通信連絡設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十一条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認する。

ii. 対応手段と設備の選定の結果

技術的能力審査基準、事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十一条の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備を以下に示す。通信連絡を行うために必要な設備を第2.1.10-1表に示す。

2.1.10.2 対応手段と設備の選定

i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所内通信連絡設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡装置が使用可能な場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所内通信連絡設備

- ・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）
- ・所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 受電開閉設備

- ・受電開閉設備
- ・受電変圧器

c) 所内高圧系統

- ・6.9 k V 運転予備用主母線
- ・6.9 k V 非常用母線
- ・6.9 k V 運転予備用母線

d) 所内低圧系統

- ・460 V 非常用母線

- ・ 460V 運転予備用母線

2) 重大事故等対処設備

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の対策等の際は、再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。

(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡装置が損傷した場合は、以下の対応手段がある。

- ・ 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・ 通話装置のケーブル
- ・ 可搬型通話装置
- ・ 可搬型衛星電話（屋内用）
- ・ 可搬型トランシーバ（屋内用）
- ・ 可搬型衛星電話（屋外用）

- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

所内通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・可搬型発電機（第32条 電源設備）
- ・代替通信連絡設備可搬型発電機（第32条 電源設備）

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準，事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十一条で要求される再処理事業所内の通信連絡を行う設備のうち，通話装置のケーブル，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋外用），「第32条 電源設備」の可搬型発電機並びに代替通信連絡設備可搬型発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により，再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。

(iii) 所内通信連絡設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手段は，「(i) 所内通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は、「(i) 所内通信連絡設備が損傷した場合」と同様である。

「(i) 所内通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段、重大事故等対処設備は、「(ii) 1) 対応手段」及び「(ii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。

そのため、「2.1.10.3 重大事故等時の手順」においても、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手順は、所内通信連絡設備が損傷した場合の手順と同様である。

ii. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所外通信連絡設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備が使用可能な場合に、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）

- ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

2) 重大事故対処設備

技術的能力審査基準、事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及び「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機は、重大事故等対処設備とする。

また、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、燃料加工建屋内の動的機器の他重故障における重大事故等の発生時に用いる一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、燃料加工建屋内の動的機器の他重故障の対策の際は、再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備が損傷した場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・再処理事業所外へ必要なデータを伝送し、情報を共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型衛星電話（屋外用）

所外通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋発電機

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準、事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防

災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 可搬型衛星電話 (屋内用), 可搬型衛星携帯電話 (屋外用) 及び「第 34 条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により, 再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手順は, 「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の重大事故等対処設備と同様である。

「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段, 重大事故等対処設備は, 「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。そのため, 「2.1.10.3 重大事故等時の手順」においても, 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手順は, 所外通信連絡設備が損傷した場合の手順と同様である。

iii. 手順等

上記 i. 及び ii. により選定した対応手段に係る手順を整備する。

機能喪失を想定する設計基準事象の施設と整備する手順を第 2.1.10-2 表及び第 2.1.10-3 表に示す

これらの手順は、重大事故等発生時対応手順書等にて整備する。

2. 1.10.3 重大事故等時の手順

2. 1.10.3.1 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備により再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。

(1) 所内通信連絡設備を用いる場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

重大事故等への対処に移行した際に、所内携帯電話が使用できる場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

ページング装置は、マイク操作器を介して音声信号を増幅し、再処理事業所内の各建屋のスピーカから放送する設備である。

所内携帯電話は、電話交換機を介して所内携帯電話の端末間で通信連絡を行う設備である。

専用回線電話は、中央監視室と緊急時対策所間で通信連絡を行う設備である。

ファクシミリは、通信事業者の回線を通じて、紙媒体で通信連絡を行う設備である。

これらの設備を用いた燃料加工建屋における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した場合のうち、全交流電源の喪失を伴わない場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋内での通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 所内通信連絡設備

- ・ ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

所内通信連絡設備による燃料加工建屋内の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋内における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 2.1.10-3 図～第 2.1.10-5 図に示す。

i) ページング装置

①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、マイク操作器を用いて再処理事業所内各建屋のスピーカを介して放送を行う。

ii) 所内携帯電話

①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して所内携帯電話の端末の携帯を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、所内携帯電話の端末を用いて、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

iii) 専用回線電話

①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して専用回線電話の通信を

指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、専用回線電話の端末を用いて、中央監視室から緊急時対策所の支援組織要員へ連絡をする。

iv) ファクシミリ

①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対してファクシミリの通信を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、ファクシミリを用いて、中央監視室から緊急時対策所の要員へ連絡をする。

d) 操作の成立性

ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(2) 所内通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

重大事故等への対処に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋内で建屋内状況を確認する実施組織のMOX燃料加工施設現場管理者は、通話装置のケーブル及び可搬型通話装置を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋内における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋内での通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・通話装置のケーブル
- ・可搬型通話装置

c) 操作手順

通話装置のケーブル及び可搬型通話装置による燃料加工建屋内の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋内における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第2.1.10-3 図に示す。

i) 可搬型通話装置の配備

- ① MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員へ可搬型通話装置の装備を指示する。
- ② MOX燃料加工施設対策班の班員は、燃料加工建屋内で装備している可搬型通話装置を通話装置のケーブルの接続口に接続する。
- ③ MOX燃料加工施設現場管理者は、可搬型通話装置を燃料加工建屋の通話装置のケーブルの接続口に接続する。
- ④ 可搬型通話装置は、それぞれを通話装置のケーブルに接続することで通話可能となるため、燃料加工建屋内で作業を行う際の通信連絡手段とする。また、本作業は屋内作業であるため、降灰による影響はない。
- ⑤ 可搬型通話装置は、乾電池で動作するため代替電源は不要である。乾電池は、7日間以内に残量が無くなることは考え難いが、もし無くなった場合は、他の可搬型通話装置の端末と交換又は予備の乾電池を使用する。

d) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については、通話装置のケーブルが燃料加工建屋内に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10m S

v 以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

重大事故等への対処に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋の屋外から実施組織の放射線対応班員、MOX燃料加工施設対策班員が加工建屋又は制御建屋へ連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋の屋外における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋の屋外における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）による燃料加工建屋の屋外における通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 2.1.10-4 図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用するMOX燃料加工施設対策班の班員及び放射線対応班の班員は、各作業場所へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から燃料加工建屋又は制御建屋へ連絡を行う際の屋外間の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池から給電を行い、10 時間使用することが可能である。使用開始から 10 時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

ii) 可搬型トランシーバ（屋外用）の配備

- ①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班の班員へ可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。
- ②可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型トランシーバ（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から燃料加工建屋又は制御建屋へ連絡を行う際並びに屋外間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。
- ③可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池から給電を行い、10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行

うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

3) 屋内（燃料加工建屋，制御建屋）における通信連絡

重大事故等への対処に移行した際にページング装置及び所内携帯電話が機能喪失した場合，燃料加工建屋又は制御建屋から実施組織のMOX燃料加工施設現場管理者又はMOX燃料加工施設対策班長が屋外のMOX燃料加工施設対策班の班員及び放射線対策班の班員へ連絡を行う際並びに燃料加工建屋と制御建屋の間で実施組織のMOX燃料加工施設現場管理者又はMOX燃料加工施設対策班長へ連絡を行う際は，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋，制御建屋における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への対処に移行した際に，中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し，他建屋の要員に対して連絡ができず，外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

屋内（燃料加工建屋，制御建屋）における通信連絡において使用

する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋内用）又は可搬型トランシーバ（屋内用）による燃料加工建屋，制御建屋における通信連絡の概要は以下のとおり。

また，屋内（燃料加工建屋及び制御建屋）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 2.1.10-5 図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

①MOX燃料加工施設対策班長は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班長，MOX燃料加工施設現場管理者に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋内用）は，燃料加工建屋で使用する分はMOX燃料加工施設現場管理者が，制御建屋で使用する分はMOX燃料加工施設対策班長が配備する。

各班員及び要員は，アンテナ及びレシーバを燃料加工建屋，制御建屋の屋外に配備し，アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後，ハンドセットを燃料加工建屋，制御建屋に配備し，レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い，燃料加工建

屋，制御建屋間で連絡を行う。

- ④可搬型衛星電話（屋内用）は，燃料加工建屋で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機から，制御建屋で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機から給電を行う。
- ⑤燃料加工建屋，制御建屋で使用する場合で重大事故等の発生後2時間以内に使用する場合は，「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が配備されていないため，充電池を用いて電源の給電を行う。この場合，充電池給電でも2時間以上使用することが可能であるため，「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が準備されるまで充電池の交換を行う必要はない。

ii) 可搬型トランシーバ（屋内用）の配備

- ①MOX燃料加工施設対策班長は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班長，MOX燃料加工施設現場管理者に可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。
- ②可搬型トランシーバ（屋内用）は，燃料加工建屋で使用する分はMOX燃料加工施設現場管理者が，制御建屋で使用する分はMOX燃料加工施設対策班長が配備する。各班員は，アンテナ及びレシーバを燃料加工建屋，制御建屋の屋外に配備し，アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後，ハンドセットを燃料加工建屋，制御建屋に配備し，レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。

火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。

また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

- ③通話可能となった可搬型トランシーバ（屋内用）を用い、燃料加工建屋及び制御建屋から燃料加工建屋の屋外へ連絡を行う際並びに燃料加工建屋、制御建屋間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。
- ④可搬型トランシーバ（屋内用）は、燃料加工建屋で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機から、制御建屋で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機から給電を行う。
- ⑤加工建屋で使用する場合で重大事故等の発生後2時間以内に使用する場合は、「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が配備されていないため、充電池を用いて電源の給電を行う。この場合、充電池給電でも2時間以上使用することが可能であるため、「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が準備されるまで充電池の交換を行う必要はない。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の燃料加工建屋への配備分については、MOX燃料加工施設現場管理者1人、MOX燃料加工施設対策班1人、合計2人体制にて作業を実施した場合、現場環境確認が完了する1時間30分以内に配備可能である。

制御建屋への配備分については、MOX燃料加工施設対策班長1人、MOX燃料加工施設情報管理班長1人の合計2人体制にて、作業開始から1時間30分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の

タイムチャートを第 2.1.10-6 図及び第 2.1.10-7 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX 燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX 燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(3) 所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に、中央監視室の MOX 燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋内での通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・通話装置のケーブル
- ・可搬型通話装置

c) 操作手順

操作手順は、「(2) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については、通話装置のケーブルが燃料加工建屋内に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に、中

中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋の屋外における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

c) 操作手順

操作手順は、「(2) 2) 屋外（現場）等における通信連絡」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する

3) 屋内（燃料加工建屋，制御建屋）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

屋内（燃料加工建屋，制御建屋）における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

c) 操作手順

操作手順は、「(2) 3) 屋内（燃料加工建屋，制御建屋）における通信連絡」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の燃料加工建屋への配備分については、MOX燃料加工施設現場管理者1人、MOX燃料加工施設対策班1人、合計2人体制にて作業を実施した場合、現場環境確認が完了する1時間30分以内に配備可能である。

制御建屋への配備分については、MOX燃料加工施設対策班長 1 人、MOX燃料加工施設情報管理班長 1 人の合計 2 人体制にて、作業開始から 1 時間 30 分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のタイムチャートを第 2.1.10-6 図及び第 2.1.10-7 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2.1.10.3.2 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、所外通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

(i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段

2.1.10-28

1) 燃料加工建屋における通信連絡

重大事故等への対処に移行した後、一般加入電話等が使用できる場合は、所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋における通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した場合。

b) 使用する設備

所外の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 所外通信連絡設備

- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第2.1.10-9図に示す。

i) 一般加入電話

- ①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②MO X燃料加工施設対策班の班員は、一般加入電話の端末を用いて、燃料加工建屋から事業所外へ連絡をする。

v) 一般携帯電話

①MO X燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MO X燃料加工施設対策班の班員に対して一般携帯電話の通信を指示する。

②MO X燃料加工施設対策班の班員は、一般携帯電話の端末を用いて、燃料加工建屋から事業所外へ連絡をする。

vi) 衛星携帯電話

①MO X燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MO X燃料加工施設対策班の班員に対して衛星携帯電話の通信を指示する。

②MO X燃料加工施設対策班の班員は、衛星携帯電話の端末を用いて、燃料加工建屋から事業所外へ連絡をする。

vii) ファクシミリ

①MO X燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、MO X燃料加工施設対策班の班員に対してファクシミリの通信を指示する。

②MO X燃料加工施設対策班の班員は、ファクシミリを用いて、燃料加工建屋から事業所外へ連絡をする。

d) 操作の成立性

一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線

環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等への体制に移行した後、統合原子力防災ネットワークIP電話等が使用できる場合は、統合原子力防災ネットワークIP電話等の所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した場合のうち、全交流動力電源の喪失を伴わない場合。

b) 使用する設備

所外の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第2.1.10-9図に示す。

i) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P 電話の通信を指示する。
- ②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P - F A X の通信を指示する。

②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク I P - F A Xを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

iii) 統合原子力防災ネットワーク T V会議システム

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク T V会議システムの通信を指示する。

②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク T V会議システムを起動し、通信状態の確認を行う。

③連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク T V会議システムを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

iv) 一般加入電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②連絡要員は、一般加入電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

v) 一般携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して一般携帯電話の通信を指示する。

②連絡要員は、一般携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

vi) 衛星携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して衛星携帯電話の通信を指示する。

②連絡要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

vii) ファクシミリ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対してファクシミリの通信を指示する。

②連絡要員は、ファクシミリを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 燃料加工建屋における通信連絡

重大事故等への対処に移行した際に中央監視室の一般加入電話

及び衛星携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋の屋外から実施組織のMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班員の班員が再処理事業所外への連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋における通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に中央監視室の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

燃料加工建屋から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また、燃料加工建屋における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第2.1.10-8図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

- ①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員及び放射

線対応班の班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型衛星電話（屋外用）の電源は、充電機から給電を行う。この場合、充電機給電で10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電機の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電機の交換を行う。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際に緊急時対策所の一般加入電話等が機能喪失した場合、緊急時対策所から連絡要員が再処理事業所外への連絡を行う際は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象

の施設と兼用)

- ・可搬型衛星電話（屋内用）

c) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は、「2.1.10.3.3 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また、緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第 2.1.10-9 図に示す。

i) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話

操作手順は、「(i) c) i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

操作手順は、「(i) c) ii) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等へ

の給電」にて整備する。

iii) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム

操作手順は、「(i) c) iii) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワークIP電話等への給電」にて整備する。

iv) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

①本部長は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員へ可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋内用）を使用する要員は、アンテナ及びレシーバを緊急時対策所の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、緊急時対策所から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。

④可搬型衛星電話（屋内用）の電源は、緊急時対策所で使用する場合は「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機から給電を行う。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム

は、設計基準対象の施設として使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策所への配備分については、本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャートを第 2.1.10-7 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 加工建屋から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への対処に移行した際に中央監視室の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等によ

り一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

制御建屋から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）

c) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「第33条 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）は，配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機

関等) への通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）

c) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は，「2.1.10.3.3 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

操作手順は，「2.1.10.3.2 (i) 1) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「第33条 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，設計基準の範囲内において使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。

また，可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策所への配備分については，本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて，作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については，個人線量計を着用し，1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

2.1.10.3.3 電源を代替電源から給電する手順等

非常用所内電源系統及び運転予備電源系統からの給電が喪失した際は，「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機並びに代替通信連絡設備可搬型発電機，「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策所の

一部である緊急時対策建屋用発電機を用いて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムへ給電する。給電対象設備を第 2.1.10-4 表に示す。

また、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池を用いて給電を行う。

(i) 可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に全交流動力電源等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、充電池及び「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機より可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が準備される前までは充電池から可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

充電池給電により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を2時間以上使用することが可能である。

「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機が準備されてからは、当該設備から給電することにより、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続する。

「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機から給電するための手順を整備する。

上記給電を継続するために「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、

「2.1.7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「2.1.7電源の確保に関する手順等」により「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・可搬型発電機（「第32条 電源設備」）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

3) 操作手順

- ①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員に対し、「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機への接続を指示する。
- ②MOX燃料加工施設対策班員は、「第32条 電源設備」の一部である可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルを敷設する。
- ③MOX燃料加工施設対策班員は電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

4) 操作の成立性

上記の対応は、MOX燃料加工施設対策班員2人の体制にて、

作業開始から2時間以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 代替通信連絡設備可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に、全交流動力電源等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機から給電するための手順を整備する。

上記給電を継続するために「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「2.1.7電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の

使用を継続し、「2.1.7電源の確保に関する手順等」により「第32条電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

3) 操作手順

- ①MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち建屋責任者に対し、「第32条 電源設備」の一部である代替通信連絡設備可搬型発電機への接続を指示する。
- ②建屋責任者は、「第32条 電源設備」の一部である電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

4) 操作の成立性

上記の対応は、MOX燃料加工施設対策班長1人、MOX燃料加工施設情報管理班長1人の合計2人体制にて、作業開始から2時間以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線

環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

(iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電

重大事故等時に，外部電源喪失等の機能喪失により所内通信連絡設備，所外通信連絡設備の電源が喪失した場合，「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機により統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から給電するための手順を整備する。

なお，通信連絡設備である統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムについては，受電のための接続作業等を行うことなく受電することが可能である。

1) 手順着手の判断基準

「第34条 緊急時対策所」により緊急時対策所の一部である緊

急時対策建屋用発電機からの給電準備がされた場合。

2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策建屋用発電機（「第34条 緊急時対策所」）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

3) 操作手順

- ①手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの受電回路に接続し、可搬型衛星電話（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。
- ②手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの動作状態を確認し、受電されていることを確認する。

4) 操作の成立性

上記の対応は、「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機が準備されてから速やかに実施が可

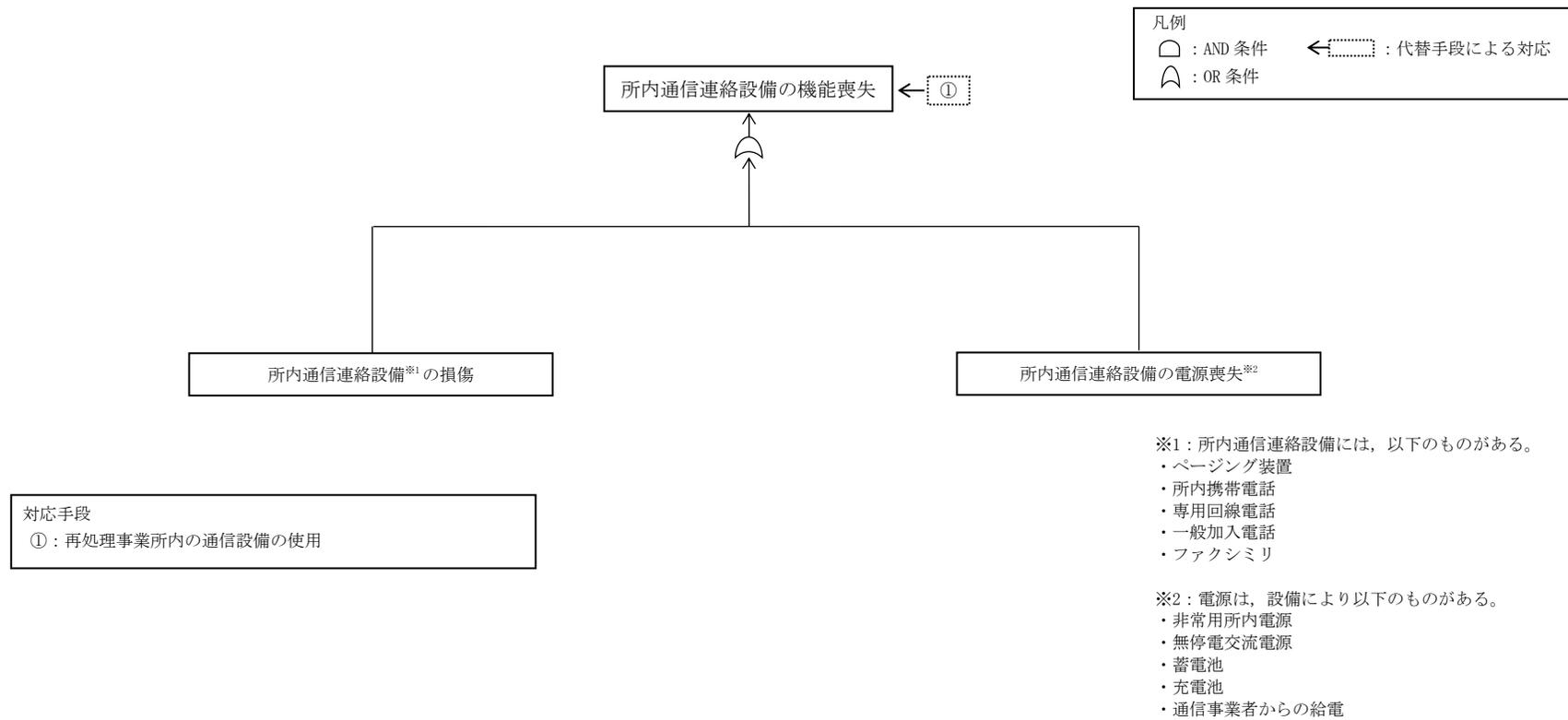
能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

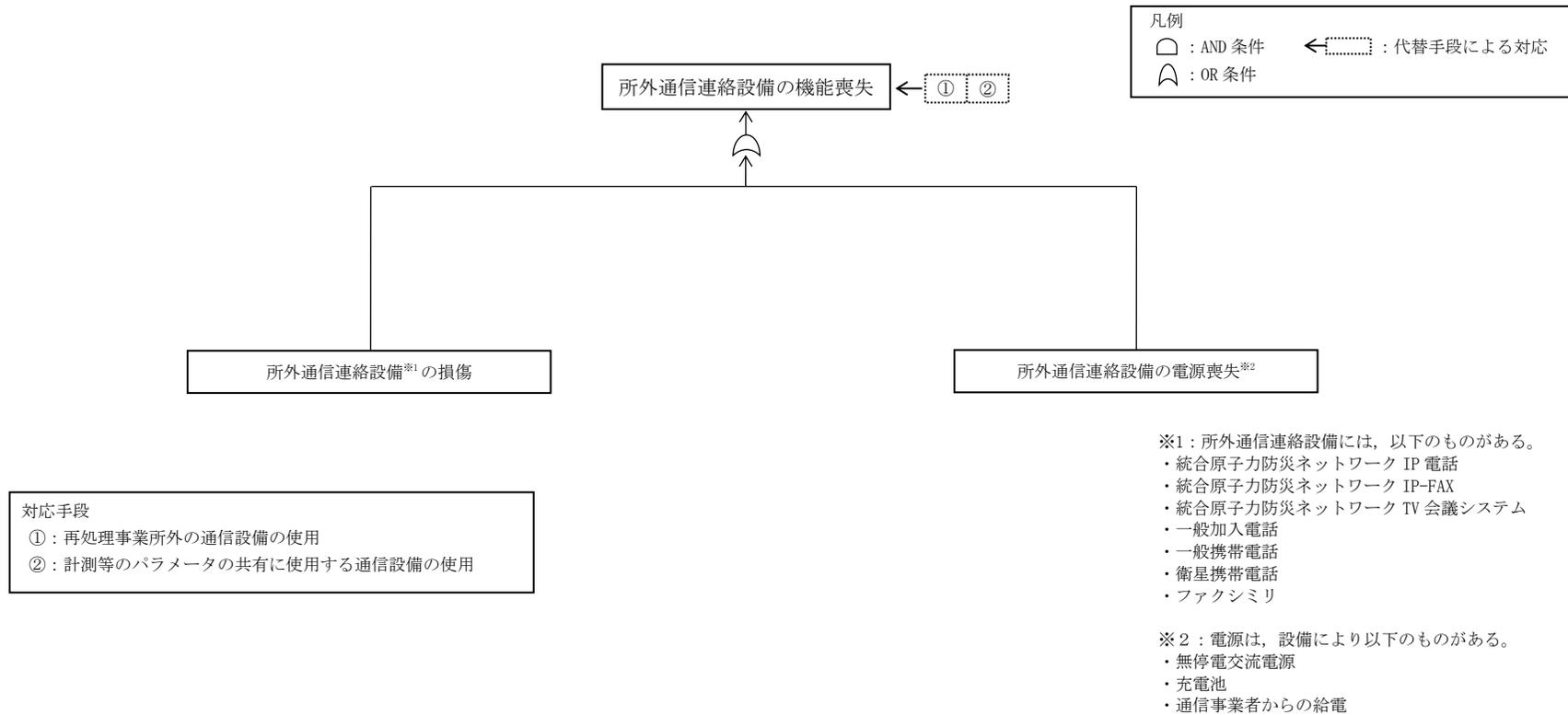
線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

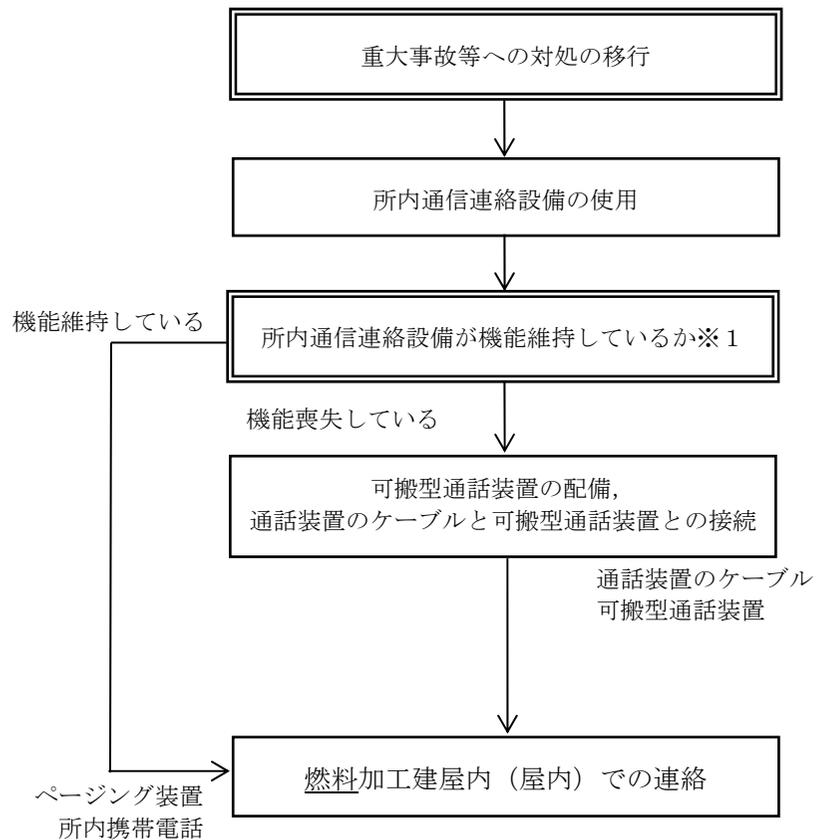
夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。



第 2.1.10-1 図 所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析



第 2.1.10-2 図 所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析

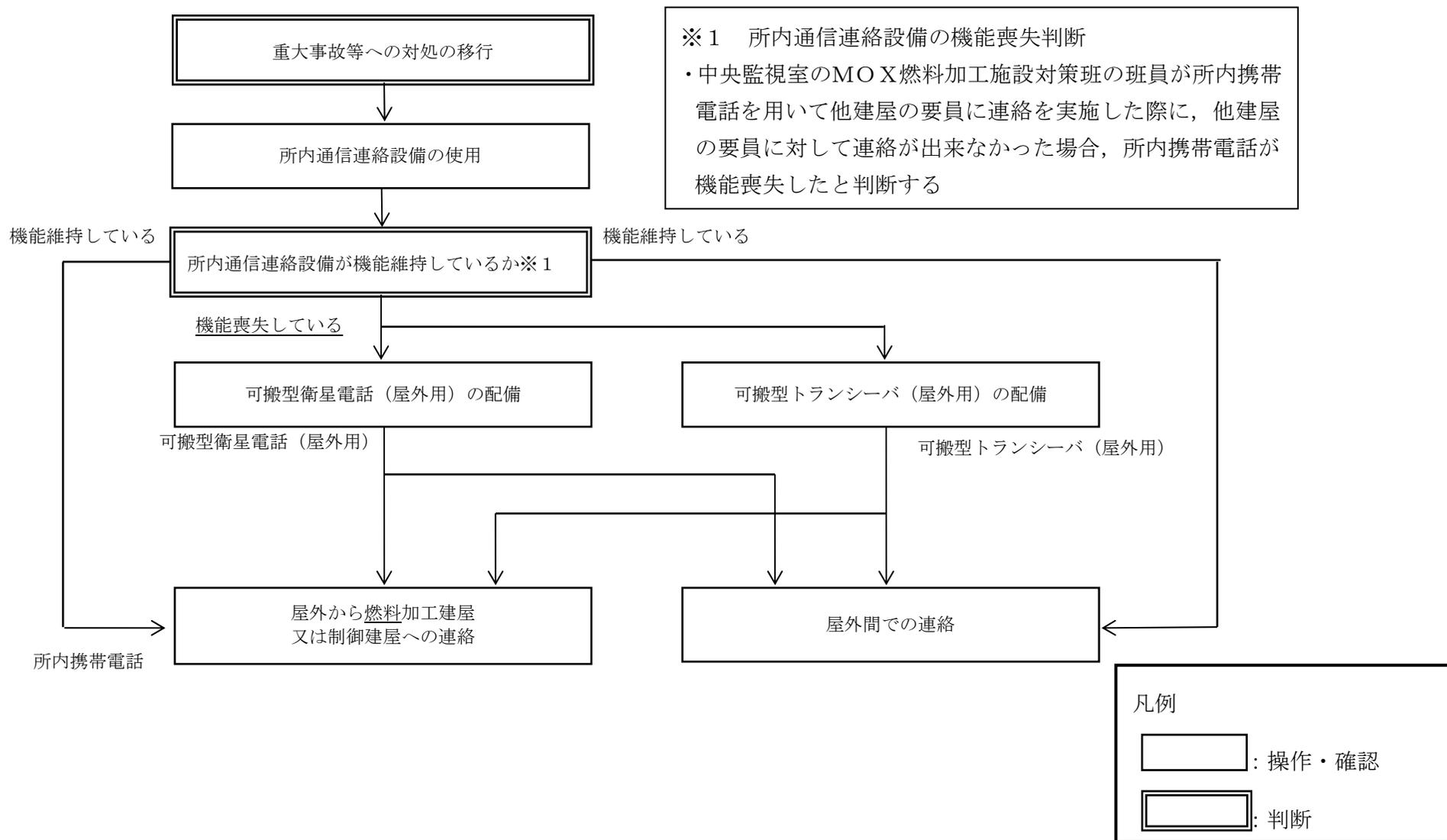


※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断
 ・中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に，他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合，所内携帯電話が機能喪失したと判断する

凡例
 [] : 操作・確認
 [] : 判断

第2.1.10-3図 屋内（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

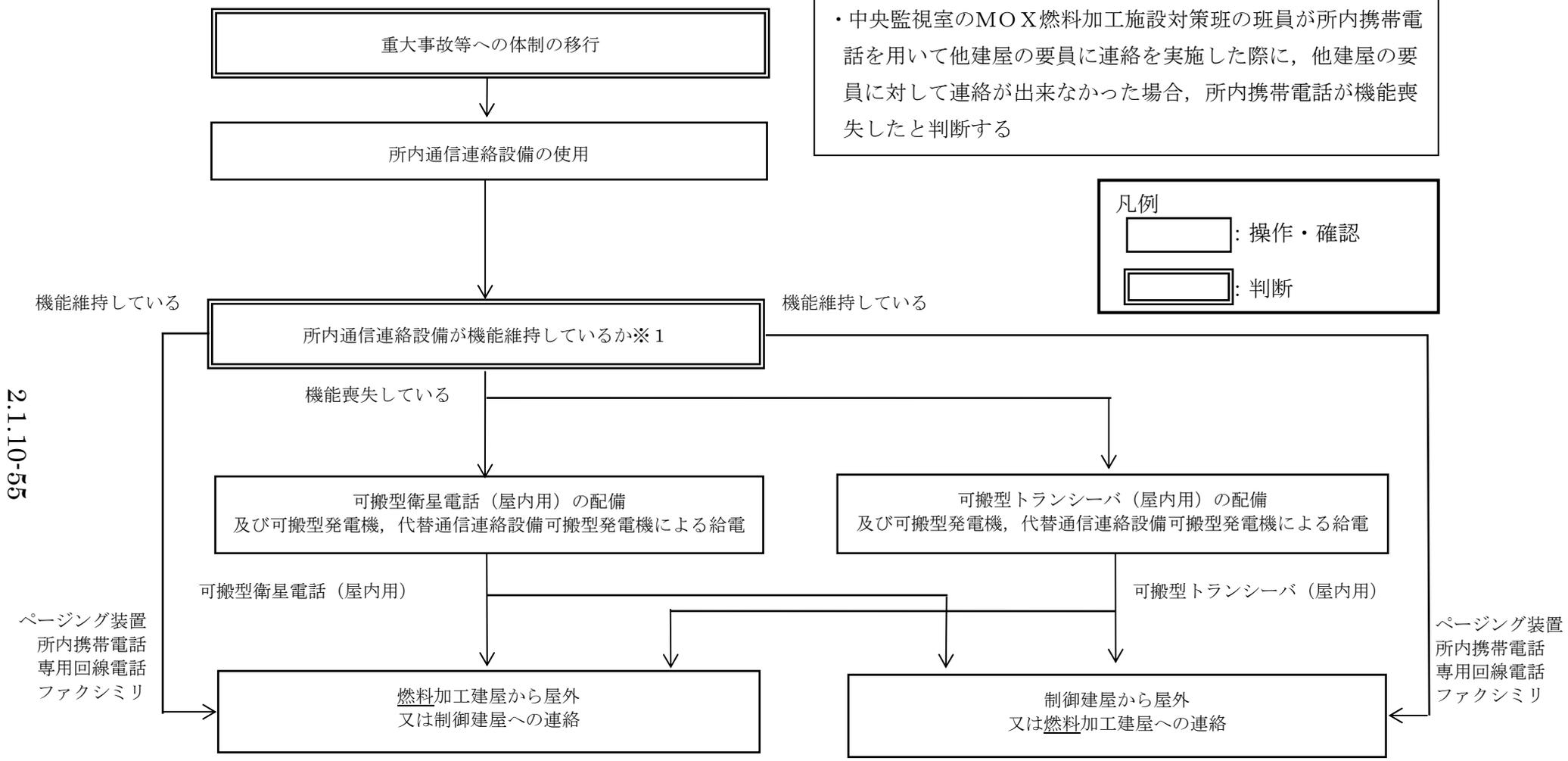
2.1.10-54



第2.1.10-4図 屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断
 ・中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に、他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合、所内携帯電話が機能喪失したと判断する

凡例
 : 操作・確認
 : 判断



第2. 1. 10－5図 屋内（燃料加工建屋及び制御建屋）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間 (時間)												備考	
					0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00		
可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) 設置	1	—	MOX燃料加工施設 対策班長	1	—	[0:10 - 2:00]												
	2	—	MOX燃料加工施設情報管理班長 MOX燃料加工施設現場管理者	各1人	—	[0:10 - 2:00]												
	3	既設通信設備の使用可否確認	MOX燃料加工施設 対策班長	1	0:10	[0:10 - 0:10]												
	4	アンテナ類の組立て及びアンテナ位置調整 (PA建屋: 2ライン)	MOX燃料加工施設 対策班	2	0:25	[0:10 - 0:35]												
	5	屋外~PA建屋1階 (中央監視室) へケーブル敷設 (PA建屋: 2ライン)	MOX燃料加工施設 対策班	2	0:15	[0:35 - 0:50]												
	6	屋内機器の接続	MOX燃料加工施設 対策班	2	0:02	[0:50 - 0:52]												
	7	敷設完了報告	MOX燃料加工施設 対策班	2	0:02	[0:52 - 0:54]												
	8	物品の移動、アンテナ類の組立て及びアンテナ位置調整 (AG建屋: 2ライン)	MOX燃料加工施設対策班長 MOX燃料加工施設情報管理班長	2	0:45	[0:54 - 1:39]												
	9	屋外~AG建屋1階 (中央安全監視室) へケーブル敷設 (AG建屋: 2ライン)	MOX燃料加工施設対策班長 MOX燃料加工施設情報管理班長	2	0:15	[1:39 - 1:54]												
	10	屋内機器の接続	MOX燃料加工施設対策班長 MOX燃料加工施設情報管理班長	2	0:02	[1:54 - 1:56]												
	11	敷設完了報告	MOX燃料加工施設対策班長 MOX燃料加工施設情報管理班長	2	0:02	[1:56 - 1:58]												

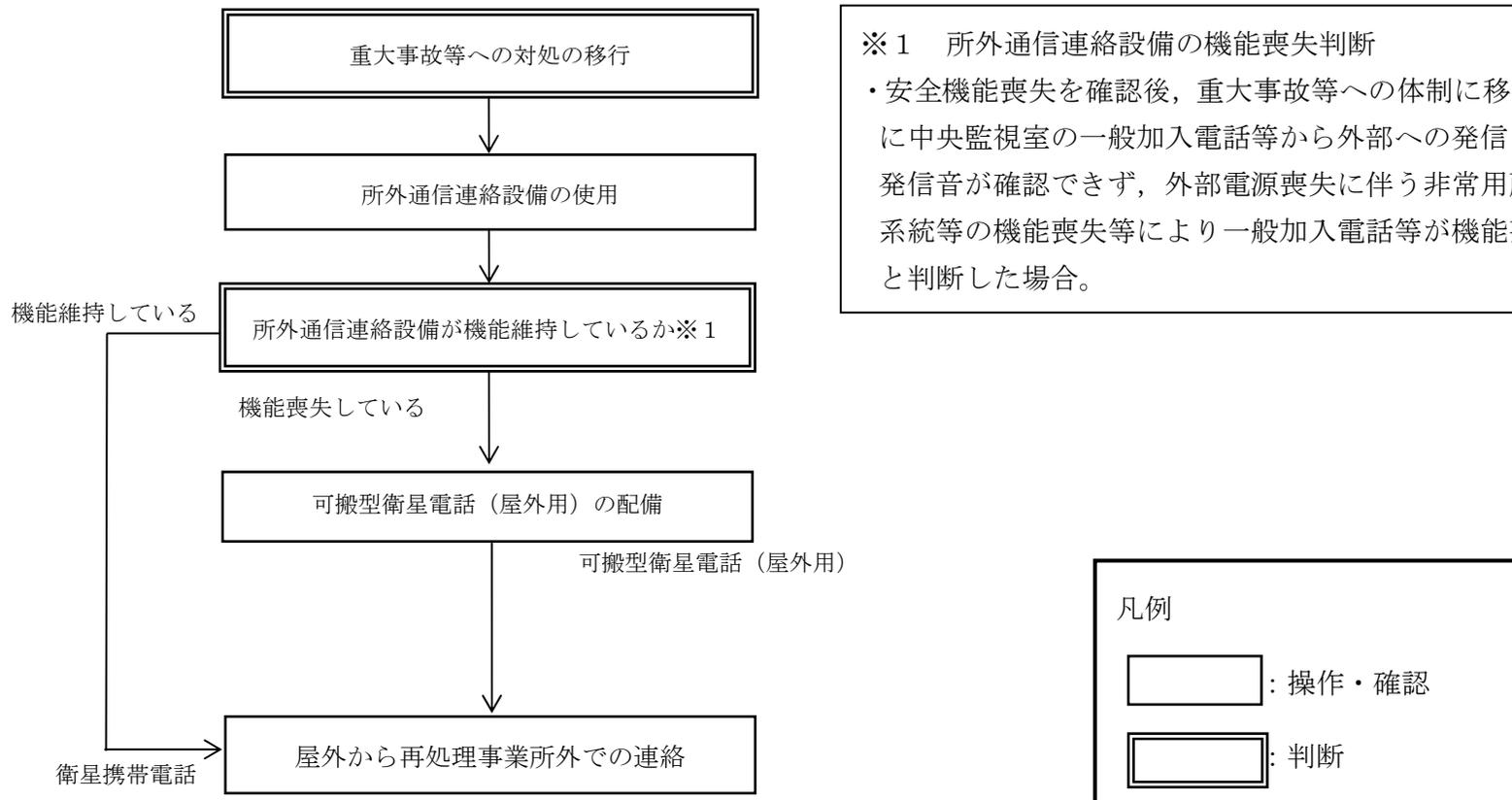
第2.1.10-6図 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) のタイムチャート (加工建屋, 制御建屋)

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間												備考	
					0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	(分)			
可搬型衛星 電話設置	1	・アンテナ類の組立て及び接続とアンテナ位置調整	非常時要員	8	0:57	[Gantt bar from 0:00 to 0:57]												
	2	・屋上～AZ地下2階へケーブル敷設 (3ライン分)	非常時要員	4	0:18	[Gantt bar from 0:57 to 1:15]												
	3	・屋内機器の接続 (3ライン分)	非常時要員	4	0:04	[Gantt bar from 1:15 to 1:19]												
	4	・敷設完了報告	非常時要員	1	0:01	[Gantt bar from 1:19 to 1:20]												

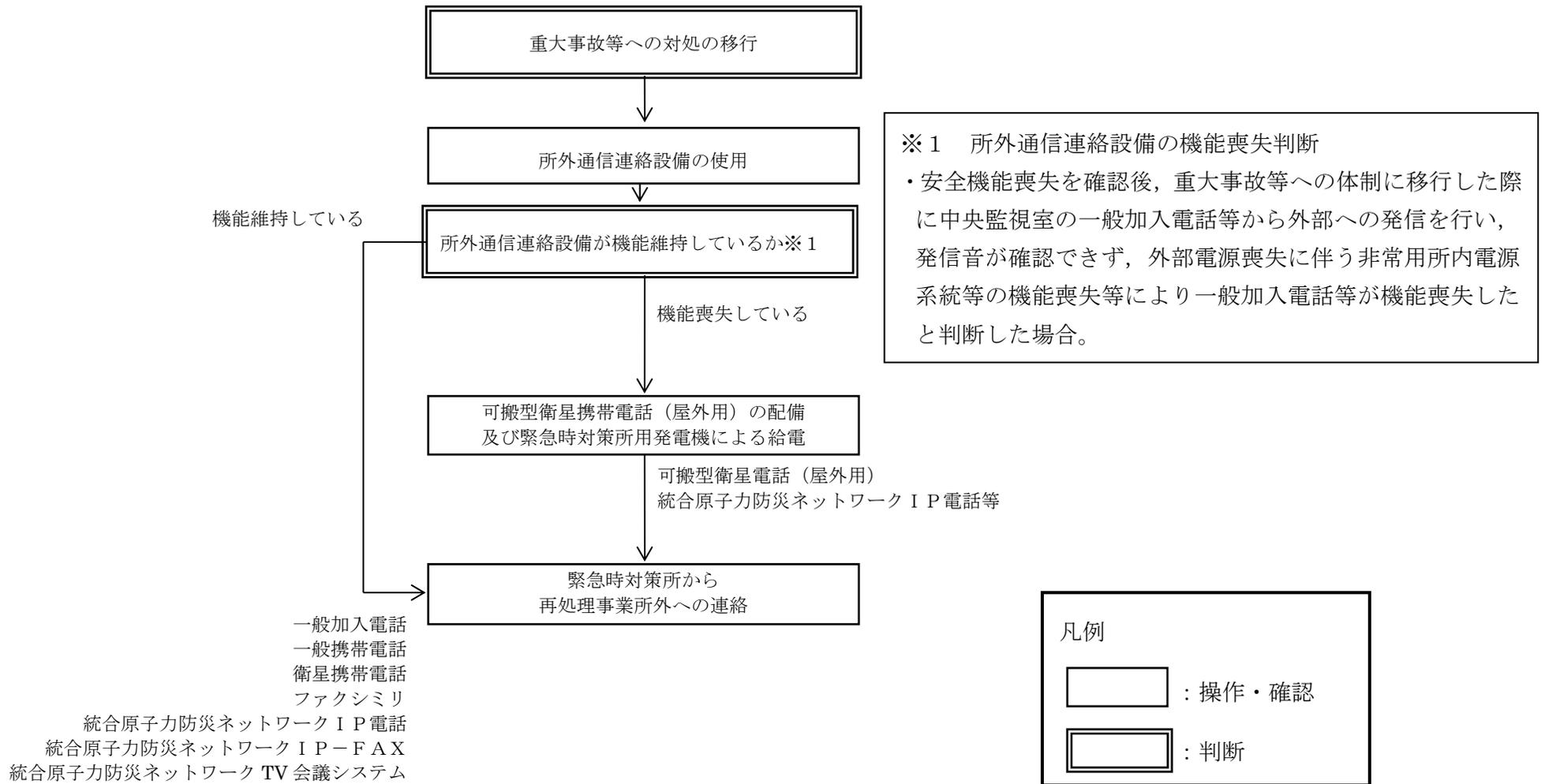
▽全3ライン設置完了

※タイムチャートについては、今後、訓練等とおして見直す可能性がある。

第2.1.10-7図 可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャート（緊急時対策建屋）



第2.1.10-8図 燃料加工建屋における再処理事業所外への通信連絡手順の概要



第2.1.10-9図 緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要

第 2.1.10-1 表 通信連絡を行うために必要な設備

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置	
	設備名称	構成する機器	再処理事業所内の通信連絡	再処理事業所外への通信連絡
			重大事故等対処設備	重大事故等対処設備
通信連絡	代替通信連絡設備	代替通話系統	○	×
		可搬型通話装置	○	×
		可搬型衛星電話(屋内用)	○	○
		可搬型トランシーバ(屋内用)	○	×
		可搬型衛星電話(屋外用)	○	○
		可搬型トランシーバ(屋外用)	○	×
		総合原子力防災ネットワークIP電話	×	○
		総合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	○
		総合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	○
	所内通信連絡設備	ページング装置	○	×
		所内携帯電話	○	×
		専用回線電話	○	×
		ファクシミリ	○	×
	所外通信連絡設備	総合原子力防災ネットワークIP電話	×	○
		総合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	○
		総合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	○
		一般加入電話	×	○
		一般携帯電話	×	○
		衛星携帯電話	×	○
		ファクシミリ	×	○

2.1.10-60

第2.1.10-2表 機能喪失を想定する設計基準対象の施設と整備する手順

(再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信設備)

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備		整備する手順
所内携帯電話	再処理事業所内の通信連絡	通話装着のケーブル	重大事故等 対処設備	※1
		可搬型通話装置		※1
ページング装置, 所内携帯電話, 専用回線電話, 一般加入電話及びファクシミリ		可搬型衛星電話 (屋内用)	重大事故等 対処設備	※1
		可搬型トランシーバ (屋内用)		※1
所内携帯電話		可搬型衛星電話 (屋外用)	重大事故等 対処設備	※1
		可搬型トランシーバ (屋外用)		※1
—		ページング装置	重大事故等 対処設備	※1
		所内携帯電話		※1
		専用回線電話		※1
		ファクシミリ		※1
電源設備	代替電源からの給電の確保	可搬型発電機	重大事故等 対処設備	※1
		代替通信連絡設備可搬型発電機		※1

※1 : 重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第2.1.10-3表 機能喪失を想定する設計基準対象の施設と整備する手順
 (再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との
 通信設備)

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対処設備		整備する手順
—	再処理事業所外への通信連絡	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	重大事故等対処設備	※1
		統合原子力防災ネットワーク I P - F A X		※1
		統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム		※1
		一般加入電話		※1
		一般携帯電話		※1
		衛星携帯電話		※1
		ファクシミリ		※1
一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリ	再処理事業所外へのデータ伝送	可搬型衛星電話 (屋内用)	重大事故等対処設備	※1
一般加入電話, 衛星携帯電話及びファクシミリ		可搬型衛星電話 (屋外用)	重大事故等対処設備	※1
—	再処理事業所外へのデータ伝送	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X	重大事故等対処設備	※1
電源設備	代替電源からの給電の確保	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対処設備	※1

※1 : 重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第 2.1.10-4 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元（代替電源）
通信連絡に関する手順等	可搬型衛星電話（屋内用）	緊急時対策建屋用発電機
		可搬型発電機
	可搬型トランシーバ（屋内用）	緊急時対策建屋用発電機
		可搬型発電機
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話，IP-FAX及びTV会議システム）	緊急時対策建屋用発電機

補足説明資料リスト
技術的能力(2.1.10 通信連絡に関する手順等)

補足説明資料		備考
資料No.	名称	
補足説明資料2.1.10-1	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	
補足説明資料2.1.10-2	代替通信連絡設備の一覧	

補足説明資料 2.1.10 - 1

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

技術的能力審査基準 2.1.10 通信連絡に関する手順等	番号	事業許可基準規則 第35条(通信連絡を行うために必要な設備)	番号
<p>【本文】 MOX燃料加工事業者において、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	①	<p>【本文】 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要設備を設けなければならない。</p>	④
<p>【解釈】 1 「MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	-		
<p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p>	②	<p>【解釈】 一 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p>	⑤
<p>b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること</p>	③		

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
通信 連絡 設備	通話装置のケーブル	新設	① ③ ④
	ル		
	可搬型通話装置	新設	
	可搬型衛星電話（屋内用）	新設	
	可搬型トランシーバ（屋内用）	新設	
	可搬型衛星電話（屋外用）	新設	
	可搬型トランシーバ（屋外用）	新設	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、TV会議システム）	新設		

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
通信 連絡 設備	一般加入電話	新設	① ③ ④
	一般携帯電話	新設	
	衛星携帯電話	新設	
	ファクシミリ	新設	

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
代替 電源 設備 から の 給電 の 確保	可搬型発電機	新設	① ② ④ ⑤
	緊急時対策建屋用 発電機		

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

技術的能力審査基準（2.1.10）	適合方針
<p>【本文】</p> <p>M O X 燃料加工事業者において，重大事故等が発生した場合においてM O X 燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか，又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	<p>再処理施設内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び再処理施設外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通話装置、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（I P 電話、I P - F A X 及びT V 会議システム）及びデータ伝送設備により通信連絡するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>【解釈】</p> <p>1 「M O X 燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」</p> <p>とは，以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>—</p>

<p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機及び緊急時対策建屋用発電機から給電するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること</p>	<p>計測等を行った特に重要なパラメータを再処理施設内の必要な場所及び再処理施設外（社内外）の必要な場所と可搬型衛星電話（屋外用）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話、IP-FAX及びTV会議システム）により通信連絡するために必要な手順等を整備する。</p>

補足説明資料 2.1.10 - 2

通信連絡設備，代替通信連絡設備の一覧

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数(2)
所内通信 連絡設備	ペーキング装置	燃料加工建屋 制御建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	非常用所内電源設備 無停電交流電源 蓄電池	有線	3
	所内携帯電話	低レベル廃棄物 処理建屋	再処理事業所内	蓄電池	無線	1
	専用回線電話	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	充電電池	有線	1
	ファクシミリ	燃料加工建屋	再処理事業所内	無停電交流電源	有線	1
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回 線)	1
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回 線)	1
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回 線)	1
	一般加入電話	緊急時対策建屋	再処理事業所外	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回 線)	5
	一般携帯電話	緊急時対策建屋	再処理事業所外	充電電池	無線 (通信事業者回 線)	2
	衛星携帯電話	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回 線)	20
	ファクシミリ	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線 (通信事業者回 線)	1
代替通信 連絡設備	通話装置のケーブル	加工施設	再処理事業所内	-	有線	2系統
	統合原子力防災ネットワーク I P 電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線，衛星 (通信事業者回 線)	1

補 2.1.10-2-1

統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線, 衛星 (通信事業者回線)	1
統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線, 衛星 (通信事業者回線)	1
可搬型通話装置	加工施設 外部保管エリア	再処理事業所内	乾電池	有線	26
可搬型衛星電話(屋内用)	加工施設 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 可搬型発電機 代替通信連絡設備可搬型 発電機	衛星 (通信事業者回線)	4
可搬型トランシーバ(屋内用)	加工施設 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 可搬型発電機 代替通信連絡設備可搬型 発電機	無線	4
可搬型衛星電話(屋外用)	加工施設 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	衛星 (通信事業者回線)	4
可搬型トランシーバ(屋外用)	加工施設 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	無線	4
可搬型衛星電話(屋内用)(1)	緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	衛星 (通信事業者回線)	6
可搬型衛星電話(屋外用)(1)	制御建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	充電池	衛星 (通信事業者回線)	2

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は, 故障時バックアップを含む。